

kotobank.jp

当座貸越とは - コトバンク

日本大百科全書(ニッポニカ),ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典,精選版 日本国語大辞典,デジタル大辞泉

[日本大百科全書\(ニッポニカ\)](#)「当座貸越」の解説

当座貸越

とうざかしこし

預金・貸出業務を営む銀行などの金融機関が、当座勘定取引先に対して、当座預金等の残高を超えて小切手または手形を振り出し、カードなどにより現金を引き出し、あるいは決済しても、あらかじめ当座貸越契約によって約定した極度額および期間の範囲であれば支払いをすることであり、銀行の与信業務の一形態である。当座貸越契約の法的性格については、委任契約説、消費貸借予約説、交互計算説、一種の無名契約説などに分かれており、通説はない。

当座貸越には、当座預金勘定取引なしで、実際には普通預金口座で当座貸越を行う場合があり、1980年代以降、この形態が増加している。その一は、普通預金に当座貸越を組み合わせた総合口座である。この場合の当座貸越は、口座振替の請求や払戻請求などにより、普通預金残高が不足した場合、担保の評価額の範囲内で、自動的に不足額を融資する仕組みとなっている。担保は、銀行により認める範囲が異なるが、定期預金、貸付信託、国債など準通貨や流動資産に限定されている。ほとんどの銀行では、定期預金を担保として、その元本の90%までかつ最大200万円までを定期預金の約定利率に0.5%ポイント程度上乗せした利率で、「預金担保(通称は預担)」貸出を実行する。この場合、銀行は偽造・盗難カード等の不正利用を防ぐため、顧客からの申請により、キャッシュカード利用による当座貸越機能を停止できることとしている。

その二は、カード・ローン契約規定による当座貸越である。当座貸越契約付の普通預金口座(総合口座を含む)のキャッシュカード使用を認める場合と、当座貸越取引の専用口座で専用のキャッシュカード利用を義務づける場合とがある。当座貸越取引の専用口座は、当座預金口座がなくても開設でき、専用のキャッシュカードによる貸越極度額を限度とする取引のみを対象とする。

当座貸越には、このような専用当座貸越と一般当座貸越がある。専用当座貸越は、当座預金口座なしで開設でき、専用のキャッシュカードにより、専用当座貸越の極度額の範囲で自由に借入れ、返済を行うことができるが、小切手、手形の振出し・引受け・決済、公共料金等の自動支払いは認められない。これに対し、一般当座貸越は、当座預金における小切手、手形の振出し・引受け・決済を行い、当座預金残高が不足した場合、極度額まで自動的に融資する契約である。

当座貸越は担保付と無担保の場合とがある。担保付の場合には、金融機関は担保の評価額の範囲内で当座貸越の極度を設定する。したがって、無担保で当座貸越の極度を設定されている

企業は信用度が高いことになる。

当座貸越は、企業にとっては、**資金**を必要なときに極度額まで調達できるので短期運転資金の調達上、また個人にとっては、消費支出用資金の調達手段として便利であるが、銀行にとっては、他の融資形態に比べ、必要資金の予想がややむずかしい面がある。

当座貸越は、イギリスやオーストラリアなどでは企業向け資金の融資手段として重視されてきた。一方、日本では、中長期的に企業の自己資本比率が上昇し、資金需要が減少してきたため、銀行は企業の短期資金需要に機動的に対応できる当座貸越付事業者ローンや事業者カード・ローンを売り込む動きを強めた。このため銀行の企業向け融資に占める当座貸越のウェイトがしだいに高まってきた。さらに、1990年代以降、銀行は個人向けに当座貸越付の総合口座の貸付やカード・ローンを積極的に増やしてきている。しかし、銀行の融資形態のなかでは、当座貸越は証書貸出、手形貸出、割引手形に比べ依然比重が小さい。このようにみえると、企業の当座貸越の資金調達手段としての位置づけはなお高くないものの、銀行の顧客獲得手段あるいは企業、個人の資金調達手段として、総じて重視されてきつつあるといえよう。

[太田和男]

出典 小学館 日本大百科全書(ニッポニカ)日本大百科全書(ニッポニカ)について [情報](#) | [凡例](#)

[ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典](#)「当座貸越」の解説

当座貸越

とうざかしこし

overdraft

金融機関が取引先の当座預金残高を超過して振出す小切手を**一定**限度(当座貸越極度額)まで金融機関の資金で支払いをすることで、貸付業務の一つである。金融機関は当座貸越契約を締結するに際して通常は**根担保**(**有価証券**, 定期預金, 不動産)の提供を求める。また、この場合の貸越利息は通常の貸付に比べてやや高率である。なおこの当座貸越と似ているものに**過振**(かぶり)があるが、これは当座預金残高または貸越極度額をこえて取引先が小切手を振出した場合に、金融機関が一時立替払いするものをいう。

出典 [ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典](#)ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典について [情報](#)

[精選版 日本国語大辞典](#)「当座貸越」の解説

とうざ-かしこし タウザ・【当座貸越】

〔名〕 銀行が当座預金をもつ取引先に対し、一定期間内、一定金額、一定の利率を限り当座預金の残高以上の小切手を振出すのを認めること。原則として担保品を徴収する。

※風俗画報-二〇九号(1900)駿河町「貸附 当座貸越」

出典 精選版 日本国語大辞典精選版 日本国語大辞典について [情報](#)

[デジタル大辞泉](#)「当座貸越」の解説

とうざ-かしこし[タウザ-]【当座貸越】

[当座預金](#)の取引先に対し、あらかじめ約定した一定の限度額および期間の範囲内であれば、いつでも当座預金残高を超えて振り出された[小切手](#)の支払いを認める貸付の方法。[オーバードラフト](#)。

出典 [小学館](#)デジタル大辞泉について [情報](#) | [凡例](#)